

碧南市消防協会規約

(名称)

第1条 この会は、碧南市消防協会という。

(目的)

第2条 この会は、市の消防防災活動の円滑な推進に寄与するとともに、会員相互の融和団結と連絡調整を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 消防行政の協力に関すること。
- (2) 災害発生時において現場協力に関すること。
- (3) 災害予防活動に関すること。
- (4) 消防団、消防予備隊の要請に応じ、その育成指導に関すること。
- (5) 会員相互の融和団結並びに連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第4条 この会は、市消防団の団長及び分団長並びに市消防団担当部局及び衣浦東部広域連合の課長以上の職にあった者をもって組織する。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 若干名
- (4) 評議員 若干名

2 役員は、総会において会員のうちから互選する。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理しこの会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。
- 4 評議員は、会務に従事する。

(役員任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間その職務を行うことができる。補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(顧問)

第8条 この会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、幹部会の推薦により会長が委嘱する。

(会議)

第9条 会議は、総会及び幹部会とする。

2 総会は、第5条の役員で構成し毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又役員の2分の1以上の要求があったときは、臨時に総会を開くことができる。

3 総会は、役員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 総会の議事は、出席者の過半数で決し可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 幹部会は、会長、副会長、監事及び参与（会長指名者）で構成し会長が必要に応じ招集する。

6 第3項及び第4項の規定は、幹部会について準用する。

(会費)

第10条 この会の会計は、会員の会費その他の収入によって賄う。

2 会費は、永年会費とし35,800円を加入時に一括納入とする。

(会計年度)

第11条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(簿冊)

第12条 この会に次の簿冊を備えて会務を記録する。

(1) 役員名簿

(2) 会員名簿

(3) 金銭出納簿

(4) 金銭書類簿

(5) 会議等書類綴

(6) その他会の運営上必要と認める書類

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、会の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年4月20日第5条及び第7条から第9条まで改正）

この改正規約は、昭和54年4月20日から適用する。ただし、第9条の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年4月21日第2条及び附則全文改正）

1 この改正規約は、昭和57年4月1日から適用する。

2 改正後の第2条の規定は、昭和57年4月1日から適用し、同日前の期間に係る分については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年4月1日第2条及び第9条改正）

1 この規約は、昭和63年4月1日から適用する。

2 改正後の第9条の規定は、昭和63年4月1日以後の新加入会員から適用し、同日前に加入の会員については、別に定める額とする。

附 則（平成2年4月24日第3条、第8条及び第11条改正）

この規約は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成4年4月27日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成15年4月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年5月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年5月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年5月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年5月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月11日から施行する。

碧南市消防協会慶弔内規

第1 会員の慶弔事に対し、次のとおり慶弔意を表する。

(1) 会員である者が結婚したときは1万円。ただし、再婚である場合は5千円。

(2) 会員が風水害、火災等の不可抗力によって罹災したときは2万円以内。

(3) 会員又はその親族（原則として同居の場合のみ）が死亡したときは、次の区分による。

ア 会員 20,000円と生花

イ 配偶者 5,000円と生花

第2 慶弔費は、会費より支出する。

第3 この内規に基づく慶弔金を贈られた場合は、返礼しないものとする。

附 則

この規約は、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年4月20日第1および第2改正）

この改正内規は、昭和54年4月20日から適用する。

附 則（昭和57年4月21日第1第2号および附則全文改正）

この改正内規は、昭和57年4月21日から適用する。

附 則（昭和60年5月10日第1改正）

この改正内規は、昭和60年5月10日から適用する。

附 則（平成3年4月17日第1第2号改正）

この改正内規は、平成3年4月17日から適用する。

附 則（平成13年4月27日第1号改正）

この改正内規は、平成13年4月27日から適用する。

附 則（平成15年4月28日第1第2号削除）

この改正内規は、平成15年4月28日から適用する。

（お願い）

慶弔事については事務局において傾聴しているところですが、事後において拝聴することもあり、礼を欠いているところです。

ご理解ある会員相互のことゆえ自己申告をお願いしたいところですが、当事者におかれましては取り込み中のことが多く、同期に役職に就かれた方や評議員の方又は同地区の方でご留意いただき、お手数ですが会長又は事務局（消防署41-2400）までご連絡くださるようお願い申し上げます。